

○加賀市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱

令和5年3月31日

告示第217号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点性の向上を図るため、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「法」という。)第16条の6の規定に基づく国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業(以下「外国人創業活動促進事業」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法、国家戦略特別区域法施行令(平成26年政令第99号。以下「施行令」という。)、法務省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成27年法務省令第40号。以下「施行規則」という。)、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)及び出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号。以下「入管法施行規則」という。)で使用する用語の例による。

(創業活動確認を行う事業の内容)

第3条 市が施行令第22条第1号の確認(以下「創業活動確認」という。)を行う事業は、次に掲げる事業のうち、法の目的、区域方針等に照らし、かつ、本市の産業の特性等を踏まえ、外国人創業活動促進事業の効果的な推進を図る事業として認められるものとする。

- (1) スマートシティ加賀構想の推進に資する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点性の向上を図ることに資するものとして、市長が特に認めるもの

(創業活動確認の申請)

第4条 創業活動確認の申請をする外国人(以下「申請者」という。)は、施行規則第2条第1項の規定により、創業活動確認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 創業活動計画書(施行規則第2条第1項の創業活動計画及び同条第2項第1号の創業活動の工程表を含む書類をいう。)(様式第2号)
- (2) 申請者の履歴書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)

- (4) 申請者の上陸後6月間の住居を明らかにする書類
  - (5) 申請者の上陸後6月間における生活資金及び帰国資金を明らかにする書類
  - (6) 申請者の旅券の写し
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の規定による申請の内容に変更が生じたときは、変更届出書(様式第5号)に、変更内容を確認できる書類を添付して、市長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定による申請又は届出は、入管法施行規則第6条の2第4項各号に規定する者又は次に掲げる者を代理人としてこれを行うことができる。
- (1) 本人が経営を行い、又は管理に従事する事業の本邦の事業所の職員
  - (2) 本人が経営を行い、又は管理に従事する事業の本邦の事業所を新たに設置する場合にあっては、当該本邦の事業所の設置について委託を受けている者(法人である場合にあっては、その職員)

(創業活動確認)

- 第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、施行規則第3条第1項の規定により、事業の経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上、当該申請に係る創業活動が施行令第22条第1号イからニまでのいずれにも該当すると認めるときは、創業活動確認をするものとする。
- 2 市長は、創業活動確認をしたときは、施行規則第3条第2項の規定により、申請者に対し、創業活動確認証明書(様式第6号)を交付するものとする。
- 3 市長は、申請に係る創業活動が施行令第22条第1号イからニまでのいずれにも該当すると認められない場合又は申請者が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)若しくは暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者である場合は、創業活動確認証明書の不交付を決定することができる。
- 4 市長は、創業活動確認証明書の不交付を決定したときは、申請者に対し、創業活動確認結果通知書(様式第7号)により通知するものとする。
- 5 市長は、創業活動確認証明書を交付したときは、創業活動確認実施通知書(様式第8号)により申請者の住居地を管轄する地方出入国在留管理局長(以下「所管局長」という。)に通知するものとする。

(創業活動確認の取消し)

第6条 市長は、前条第2項の規定により創業活動確認証明書を交付した申請者(以下「確認済外国人」という。)が、虚偽の申請その他不正の行為若しくは不実の記載のある提出書類等により当該確認を受けたことが判明したとき又は正当な理由なく第9条第1項及び第2項の規定による報告の求め等に応じないときは、当該確認を取り消すことができる。

2 市長は、当該申請に係る創業活動が施行令第22条第1号イ及びロのいずれかに明らかに該当しなくなったと認めるときは、当該確認を取り消すことができる。

3 市長は、第1項又は前項の規定による取消しをしたときは、創業活動確認取消通知書(様式第9号)により確認済外国人に通知するものとする。

4 市長は、第1項又は第2項の規定による取消しをしたときは、創業活動確認取消通知書(様式第10号)により所管局長に通知するものとする。

5 市長は、第1項又は第2項の規定による取消しをしたことによって確認済外国人に損害があっても、その損害の賠償の責を負わないものとする。

(確認済外国人の上陸の報告)

第7条 確認済外国人は、本邦に上陸したときは、速やかに上陸報告書(様式第11号)により市長に上陸を報告するものとする。

(上陸後の措置)

第8条 市長は、確認済外国人について、その上陸後6月間、施行規則第4条の規定による措置を講ずるものとする。

(創業活動計画の調査等)

第9条 確認済外国人は、上陸した日から創業に至る日までの間、2月に1回以上、創業活動計画の進捗状況について市長に報告を行うものとする。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、確認済外国人と面談を行うものとし、必要があると認めるときは、確認済外国人その他の関係人に対し、説明、書類の提出その他の対応を求めることができる。

3 市長は、創業活動計画の進捗状況その他確認済外国人に係る状況について、必要に応じて所管局長に情報を提供するものとする。

4 市長は、確認済外国人の創業活動の継続が困難であると判断した場合、在留期間が満了する日までの間に帰国するよう指導するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、外国人創業活動促進事業の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(宛先)加賀市長

申請者 国籍・地域 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_

創 業 活 動 確 認 申 請 書

国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認を受けたいので、法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請します。

記

<提出書類>

	提 出 書 類	チェック欄
1	創業活動計画書(第2号様式)	
2	申請者の履歴書(第3号様式)	
3	誓約書(第4号様式)	
4	申請者の上陸後6月間の住居を明らかにする書類(賃貸借契約書の写しなど)	
5	申請者の上陸後6月間における生活資金及び帰国資金を明らかにする書類	
6	申請者の旅券の写し(顔写真、パスポート番号記載ページ)	
7	その他加賀市長が必要とする書類	

創業活動計画書

年 月 日

申請者氏名 \_\_\_\_\_

1 申請者の概要

(1) 起業の動機及び将来の展望(加賀市で起業する動機を含む。)	
(2) 事業における申請者の役職・役割	
(3) 起業の背景となる資格、職歴、特殊技能、保有する知的財産権など	
(4) 同事業に共同で申請する方がいる場合は、その申請者の氏名を記載してください。	
(5) 起業の予定 ※起業時に想定されるものを記載してください	
a 開業予定日	年 月 日 ※法人登記日、開業届出日など
b 業種	

c 提供する商品・サービス			
d 事業所開設場所	石川県加賀市 町		
e 資本金 又は 自己資金	千円		
f 株主構成 (持分比率)	株主名	住所	持分比率
	合計		
g 役員 ※申請者以外	氏名：		国籍：
	住所：		役職：
h 従業員数	社員	名	パート・アルバイト
	合計	名	

## 2 事業の概要

(1)実施する事業の概要(商品・サービスの概要)
(2)商品・サービスの販売・提供方法(販売先、販売方法、販売単価など)
(3)商品・サービスの製造元、仕入先、協力者や原価率、原価の内訳
(4)必要となる経営資源(事業資金、事務所、設備、ライセンス、従業員など)
(5)収益を上げることが可能な理由(革新的な技術、商品、サービス、ビジネスモデルなど)



### 3 起業準備活動の工程表

申請日以降、起業のために行う準備の状況を明らかにしてください。(所持している資金、資金調達投入する資金、事業所及び設備、従業員、販売先開拓、仕入先/取引先、販売商品・サービス、許認可の資格取得、法人登記など)

なお、必要経費には、その調達方法も記載してください。(自己資金、銀行借入など)

時点	起業準備活動状況	必要経費 (調達方法)
申請時点		
年 月 (1月目)		
年 月 (2月目)		
年 月 (3月目)		
年 月 (4月目)		
年 月 (5月目)		
年 月 (6月目)		

時点	起業活動状況	必要経費 (調達方法)
年 月 (7月目)		
年 月 (8月目)		
年 月 (9月目)		
年 月 (10月目)		
年 月 (11月目)		
年 月 (12月目)		

#### 4 利益計画

法人設立(開業)予定日            年    月    日

(単位：千円)

決算期(月末)予定	第1期	第2期	第3期
売上高(a)			
売上原価(材料費、労務費、 経費、外注費など)(b)			
売上総損益(c=a-b)			
販売費及び一般管理費(d)			
営業損益(e=c-d)			
支払利息(f)			
経常損益(g)			
特別損益(h)			
税引前当期損益(i)			
税引後当期損益(j)			

※法人税率は、40%で固定すること。  
 ※繰越欠損金は、適用しないで計算すること。

5 開業時の資金計画

法人設立(開業)予定日 年 月 日(予定)

開業時の手持ち資金(現金預金残高) \_\_\_\_\_円(予定)①

「経営・管理」変更申請時の手持ち資金 \_\_\_\_\_円(予定)

(単位：千円)

決算期( 月末)予定		第1期	第2期	第3期
資金 使 途	不動産(土地、建物、敷金等)			
	設備(機器、備品等)			
	借入金返済			
	その他			
	合計②			
資金 調 達	今期の税引後利益			
	減価償却費			
	新規借入金			
	自己資金繰入			
	その他			
	合計③			
差引(現金預金残高)		④	⑤	⑥

\* ④=①-②+③, ⑤=④-②+③, ⑥=⑤-②+③

【参考】

決算期( 月末) 予定	第 1 期	第 2 期	第 3 期
従業員数(正社員)	人数 :  人  支払給与 :  千円	人数 :  人  支払給与 :  千円	人数 :  人  支払給与 :  千円
従業員数(パート )	人数 :  人  支払給与 :  千円	人数 :  人  支払給与 :  千円	人数 :  人  支払給与 :  千円



年	月	学歴・職歴(各別にまとめて書く)
年	月	免許・資格

特記事項	扶養家族数(配偶者を除く) 人	
	配偶者 ※ 有・無	配偶者の扶養義務 ※ 有・無

【記入上の注意】

- 鉛筆や消せるボールペンは使用しない。
- 数字はアラビア数字で、文字はくずさず正確に書く。
- ※印のところは、該当するものを○で囲む。

(宛先)加賀市長

国籍・地域 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

### 誓 約 書

- 1 私は、日本の関係法令のほか、加賀市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱を遵守するとともに、これに基づく加賀市長及び加賀市職員の指示に従います。
- 2 私は、申請書及び関係書類の内容における技術的及び経営的営業秘密の保護について、あらかじめ法的保護を行うなど、私の責任で対応します。
- 3 私は、私が実施する創業活動に関する責任について、全て私に帰すること及び創業活動を実施する際に発生した損益について、全て私に帰することに同意します。また、私が実施する創業活動において、第三者に加えた損害は全て私が賠償します。そのため、私が実施する創業活動に関する責任及び創業活動を実施する際に発生した損益について、加賀市長及び市職員はその責めを負わないことについて同意します。また、私が実施する創業活動において、第三者に加えた損害があっても、加賀市長及び市職員はその損害の賠償の責めを負わないことに同意します。
- 4 私は、加賀市に対して提出した個人情報を含む申請書及び関係書類(以下「個人情報等」という。)を加賀市が保管し、返却されないことを了承します。
- 5 私は、加賀市が創業活動確認の目的にのみ個人情報等を使用することに同意し、かかる目的の範囲内において複製することに同意します。また、かかる目的の範囲内において、個人情報等を知る必要がある地方入国管理局長に対して加賀市が情報を開示することに同意します。
- 6 私は、上陸後から創業に至るまでの間、2月に1回以上、創業活動計画の進捗状況について市長に報告を行うとともに、説明や、通帳の写しなど資金状況が分かる書類の提出その他の求めに応じます。
- 7 私は、上陸したことについて、加賀市が医療保険者に情報提供を行うことに同意するとともに、高額療養費を超えた医療保険の利用があった場合には、医療保険者から加賀市に、その利用について報告することに同意します。
- 8 私は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していません。また、暴力団排除のために、必要な官公庁への照会を行うことに同意します。
- 9 私は、創業活動の継続が困難であると加賀市が判断したときは、在留期間が満了するまでの間に帰国します。



年 月 日

(宛先)加賀市長

国籍・地域 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

変更届出書

年 月 日付で申請した創業活動確認の内容に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

新	
旧	

※ 変更内容を確認できる書類を添付してください。

2 変更年月日

年 月 日

創業活動確認証明書

国籍・地域 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

年 月 日付で提出された法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の創業活動確認の申請については、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認をしたことを証明します。

なお、本証明書の有効期限は、年 月 日です。

年 月 日

加賀市長 印

様式第7号(第5条関係)

番 号  
年 月 日

(国籍)  
(住所)  
(氏名)

様

加賀市長

創業活動確認結果通知書

年 月 日付けで提出された法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の創業活動確認の申請については、加賀市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第5条第3項の規定により創業活動確認証明書の不交付を決定したので、同条第4項の規定により通知します。

地方出入国在留管理局長 様

加賀市長

創業活動確認実施通知書

年 月 日付けで提出された法務省関係国家戦略特別区域法施行規則第2条第1項の創業活動確認の申請について、国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認を行い、次のとおり、年 月 日付けで同施行規則第3条第2項の創業活動確認証明書を交付したので、加賀市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第5条第5項の規定により通知します。

記

申 請 者	氏名		国籍	
	住所			
	生年 月日			
申 請 日	年 月 日			
確認証明書 交 付 日	年 月 日			
確認証明書 有効期限	年 月 日			

様式第9号(第6条関係)

番 号  
年 月 日

(国籍)

(住所)

(氏名)

様

加賀市長

創業活動確認取消通知書

年 月 日付で交付した創業活動確認証明書について、下記の理由により、当該創業活動確認を取り消したので、加賀市外国人起業活動促進事業実施要綱第6条第3項の規定により通知します。

記

取消の理由	
-------	--

地方出入国在留管理局長 様

加賀市長

創業活動確認取消通知書

年 月 日付け「創業活動確認実施通知書」で通知した国家戦略特別区域法施行令第22条第1号の確認について、次のとおり、当該創業活動確認を取り消したので、加賀市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱第6条第4項の規定により通知します。

記

申請者	氏名		国籍	
	住所			
取消日	年 月 日			
取消の理由				

(宛先)加賀市長

国籍・地域 \_\_\_\_\_

申請者 住 所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上 陸 報 告 書

年 月 日付けの創業活動確認証明書の交付を受け、次のとおり上陸したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 上陸の状況

許可日	年 月 日
在留期間 (満了日)	年 月 日

2 関係書類

在留カードの写し (表面・裏面)